

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛護福祉会の役員報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、①理事、②監事、③評議員選任・解任委員会による監事・事務局員・外部委員、④評議員をいう。

(理事会の出席)

第3条 理事、監事、評議員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員会による監事・事務局員・外部委員、評議員が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 当福祉会理事に対して、各年度の総額が200,000円、監事に対して、各年度の総額が70,000円を超えない範囲で支給する。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成20年10月 1日より適用する
平成29年 4月 1日より一部改定
平成31年 4年 1月より一部改定

役員等名簿

愛護福祉会

氏 名	役 職	住 所
大城 キク子	理事長	南城市大里
大城 淳	理 事	南城市大里
大城 嶺子	理 事	南城市大里
眞玉橋 いずみ	理 事	那覇市首里
崎原 吏	理 事	那覇市泊
大城 喜弘	理 事	南城市大里
伊波 タエ子	監 事	南城市大里
平良 裕俊	監 事	西原町幸地
梶原 治代	評議員	南城市大里
新垣 恵子	評議員	南城市大里
安慶田 ルミ	評議員	南城市大里
西銘 謙之	評議員	与那原町字板良敷